

昭和六十二年十月十三日受領  
答 弁 第 三 二 一 号

内閣衆質一〇九第三二号

昭和六十二年十月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員草川昭三君提出AT車の暴走に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出AT車の暴走に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の十一件の事故については、事故発生時の捜査等の状況に関し警察庁が都道府県警察から報告を求めたものであり、再現テスト等の調査は行っていない。

二について

警察庁において提出した資料は、昭和六十一年中に発生したオートマチック車による交通死亡事故の事故原因がペダルの踏み違い等による十一件の事故のうち、資料の提出時において審理中であつたもの等を除いた事故の概要を記したものである。残りの三件の概要は、別表一のとおりである。

三について

御指摘の事件の事故原因は、現場の状況や車両見分等から総合的に判断されたものである。

四について

御指摘の請願書については、昭和六十二年二月三日最高検察庁において受理し、現在、東京地方検察庁で調査検討中である。

五について

既に確定した業務上過失致死傷事件に関し、事故原因が運転者の操作ミスではなく車両の構造欠陥にあるとして再審を要望する請願書が検察当局に提出された事例は、御指摘のものほかに承知していない。

六について

昭和六十一年中のオートマチック車による交通死亡事故のうち、発進時の事故としては十一件が計上されている。その概要は別表二のとおりであるが、このうち四件はペダルの踏み違い

等による事故と重複している。

七について

1 警察においては、事故現場の状況を基に、事故に至るまでの車両の走行状態や運転者の運転操作、あるいはその供述と現場との符合等について捜査を進め、その結果、事故原因を総合的に判断しているものであり、捜査の過程で事故原因が車両の故障、欠陥に起因する疑い等が生じた場合には、専門機関等の鑑定等を受けるなどの措置を採ってきている。

2 交通事故事件の捜査に関する教育については、部内の学校教養や職場教養の場において行われている。特に、交通警察官に対しては、全国規模の交通専科教養と自動車整備振興会に委託しての特別教養を計画的に実施しており、そのカリキュラムの内容には、自動車の構造を始めエンジン概論やブレーキシステム等の科目があり、その中でオートマチック車についても取り上げている。

3 本年一月一日から九月十五日までの間に御指摘の措置を採った事故の件数は、十五件である。

八について

オートマチック車に係る急発進、急加速等の事例として運輸省で把握しているものの分析結果を踏まえ、車両構造等を勘案して、試験には、アウディー〇〇（アウディー―四三WE及びアウディー―四四WU）、ニッサンフェアレディZ（ニッサンE―HGZ三一）、マツダファミリア（マツダE―BD一〇五一）、トヨタソアラ（トヨタE―GZ一〇）及びホンダアコード（ホンダE―SZ）を使用することとしている。

九について

オートマチック車に係る急発進、急加速等の事例として昭和六十二年第一・四半期（昭和六十二年四月一日から同年六月三十日まで）に自動車製作者等から報告を受けた件数は八十三

件であり、その車種別及び形態別の内訳は、別表三の一及び別表三の二のとおりである。

十について

自動車製作者等の責任の所在については、個々の事故の状況を詳細に調査した上判断されることとなると考える。

十一について

警察が認知した交通事故で、その事故原因が車両の故障等に起因すると疑われるものについては、可能な範囲で車両見分や走行実験等を行っており、更に必要に応じて科学捜査研究所等において、当該事故原因の究明に必要な事項について鑑定等を実施している。

なお、警察においては、車両の構造、装置等のすべてについて解析実験等が行える体制はできていないので、必要とする場合には、陸運支局等に協力を依頼している。

十二について

昭和六十二年七月、日産自動車株式会社から運輸省に対し、フォルクスワーゲンサンタナ（フォルクスワーゲンE—P M三〇）のアイドル回転制御装置に関し不備が認められるため、その原因を究明しているとの報告がなされた。この報告によれば、当該装置については、昭和六十年六月にその部品（トランジスター）の改良が行われ、また、昭和六十一年九月には、他の部品（ダイオード）について不良品の発生率を低下させるため、その調達先の変更が行われ、さらに、昭和六十二年一月に当該自動車の構造変更が行われた際、当該装置の機能を他の装置に代替させた結果、当該装置は用いられなくなつたとされている。その後、同社及びフォルクスワーゲン株式会社において原因の究明がなされた結果、同年十月二日、日産自動車株式会社から運輸大臣に対し、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第十三条第一項に基づき届出がなされている。

十三について

社団法人日本損害保険協会が、昭和五十七年四月以降を対象として調査した結果によれば、  
該当事例はない。

右答弁する。



別表一

発生日時	事故概要	車種名
六一年九月七日 一八時一〇分ころ	当事者は、交差点を大回りで左折し、対向車線に進出したため、ブレーキを踏み減速しようとしたが、その際に誤ってアクセルペダルを踏んだため、右前方に暴走し、二名の歩行者に衝突し死傷させた。	普通乗用車 トヨタコロナ
六一年一〇月二六日 一八時〇〇分ころ	当事者は、幅員四・二メートルの道路を進行中、対向の駐車車両二台に自車右前部を接触させた後、約四〇メートル進行し、電柱に衝突死亡し、同乗者に重傷を負わせた。	普通乗用車 いすゞジェミニ
六一年二月一六日 一九時一五分ころ	当事者は、発進する際、ブレーキから足を滑らせアクセルペダルを急激に踏み込んだため暴走し、道路右側で自転車に乗ろうとしていた歩行者に衝突し死亡させた。	普通乗用車 いすゞアスカ

別表二

発生日時	事故概要	車種名
六一年一月一日 一三時〇〇分ころ	当事者は、道路左側に停車後、助手席に人を乗車させるため、少し右に寄りながら発進しかけたときに、右斜め前方に約一五メートル暴走し、道路端の電柱に激突し死亡した。	普通乗用車 ニッサンサニー

<p>六一年四月二日 一六時四〇分ころ</p>	<p>当事者は、道路左側端に駐車するに際して、サイドブレーキ等により停車措置を採らないで降車しようとしたところ、ドライブギヤに入っていたため車両が動き出し、あわててブレーキとアクセルを踏み違え急加速させ普通乗用車と原動機付自転車に衝突し、原動機付自転車の運転者を死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 トヨタクラウン</p>
<p>六一年四月一七日 一八時一〇分ころ</p>	<p>当事者は、交通整理の行われていない交差点で、一時停止後、時速約一〇キロメートルで交差点内へ進入し、折から時速約五〇キロメートルで北進してきた自動二輪車と出会い頭に衝突し死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 トヨタカリーナ</p>
<p>六一年八月一八日 八時四六分ころ</p>	<p>当事者は、警報を無視し踏切内へ進入したため、折から時速約七五キロメートルで進行してきた気動車と衝突し死亡した。</p>	<p>軽四乗用車 ダイハツミラ</p>
<p>六一年九月七日 〇時二〇分ころ</p>	<p>当事者は、交差点で停止し、左方道路から進行してくる自動二輪車を約一〇メートルの地点に認めたが、自車が先に交差点を通過できるものと判断し、時速約五キロメートルで進行したため、これと衝突し死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 トヨタクラウン</p>
<p>六一年九月二二日 九時四〇分ころ</p>	<p>当事者は、道路左端から発進したところ、前車が渋滞のため減速停止しようとしたため、あわてて運転操作を誤り、前方走行中の車両三台等に衝突し四名を死傷させた。</p>	<p>普通乗用車 マツダボンゴ</p>
<p>六一年一月二三日 一六時五〇分ころ</p>	<p>当事者は、エンジンをかけたまま駐車中の自車を発進させようとギヤを入れたところ、アクセルを踏んでいたため急に発進し、前方通行中の歩行者に衝突し死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 ニッサンレパード</p>
<p>六一年一月三日 八時五四分ころ</p>	<p>当事者は、一時停止場所で一時停止後、発進右折する際、右方の安全確認不十分のまま右折したため、折から時速約五〇キロメートルで直進してきた自動二輪車と衝突し死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 ニッサンローレル</p>

<p>六一年一二月一六日 一九時一五十分ころ</p>	<p>当事者は、発進する際、ブレーキから足を滑らせアクセルペダルを急激に踏み込んだため暴走し、道路右側で自転車に乗ろうとしていた歩行者に衝突し死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 いすゞアスカ</p>
<p>六一年一二月二九日 二〇時〇〇分ころ</p>	<p>当事者は、駐車場から車道に後退した後、発進する際前方の駐車車両を避けようと、右後方の安全確認を怠つて進行したため、右後方から進行してきた直進の原動機付自転車に自車右側を接触させ、バランスを失わせて対向の普通乗用車に衝突させ死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 ニッサングロリア</p>
<p>六一年一二月三一日 一時〇〇分ころ</p>	<p>当事者は、酒気帯びの状態で市道上に止めていた普通乗用車を発進する際、前方を確認せず発進したため、前方約一・九メートルの路上に飲酒の上寝込んでいた男をひいて死亡させた。</p>	<p>普通乗用車 トヨタクラウン</p>

別表三の一

オートマチック車に係る急発進、急加速等の車種別の件数

自動車製作者	車種名	件数
本田技研工業株式会社	アコード、ビガー	14
	シビック、バラード	8
	プレリユード	3
	レジェンド	3
	シテイ	2
	その他	1
トヨタ自動車株式会社	コロナ、カリーナ	4
	タウンエース	3
	カローラ、スプリンター	3
	マークⅡ	2
	その他	4
日産自動車株式会社	サニー、ローレルスピリット	3
	サンタナ	2
	フェアレディZ	2
	その他	6
マツダ株式会社	フェスティバ	2
	その他	1
富士重工業株式会社	レオーネ、アルシオーネ	3
その他	アウディ100、アウディ200	5
	ゴルフ、ジェッタ	4
	アウディ80	2
	その他	6
合	計	83

(注) 車種名には、2件以上報告を受けたものを記載している。

別表三の二

オートマチック車に係る急発  
進、急加速等の形態別の件数

形	態	件	数	
急	発	進	43	
急	加	速	19	
そ	の	他	20	
状	況	不	明	1
合		計	83	